

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 8月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主タービン電気油圧式制御装置の制御盤室空調機が停止し、点検を促すエラーメッセージが表示されたため、当該空調機を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）の出口ドレン弁に微量のシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉格納容器除湿冷却系膨張タンクへの補給水入口弁制御用電磁弁の排気に含まれている潤滑油が液状化したものと思われる油溜まり（約60cc）が認められたため、当該制御用空気の潤滑油供給調節器を点検・調整	C	
4	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）冷却水出口側の差圧計元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）冷却水出口側の差圧計元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	5号機	タービン建屋の地階バッテリー室内空調機のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	5号機	発電機密封油装置真空ポンプ（A）のドレンチャンバの内部に汚れ及びドレン配管に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
8	5号機	所内変圧器（B）用温度警報回路の誤動作による「温度高」の警報が発生したため、当該温度警報回路を点検・調整	D	
9	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料油機関入口圧力計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
10	6号機	原子炉再循環系ポンプ駆動用電動機の巻き線温度記録計の記録用紙送り機構部に動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	洗濯廃液濃縮装置（A）蒸発缶用レベル記録計及び温度記録計の点検において、ベン機構部に動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
12	集中環境施設	焼却・工作機械設備建屋換気空調系の主排気放射線モニタA系サンプリング配管が詰り気味のため、当該配管を点検・修理	D	
13	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備用空気予熱器の着火パーナ用押えボルトが変形していたため、当該ボルトを交換	D	
14	集中環境施設	ストームドレン系の放出流量調節弁に動作不良（閉動作不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	その他	大型機器点検建屋橋形クレーン（No. 1）の巻き上げ用減速機の潤滑油ドレンプラグのねじ部折損に伴うドレン穴から油のリーク（約2リットル）が認められたため、当該部を清掃及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで